

全国ダイバーシティネットワーク組織関東・甲信越地区ブロック会議要項

全国ダイバーシティネットワーク組織
関東・甲信越地区ブロック会議決定
2019年1月23日
改訂 2019年11月28日

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項（以下「組織要項」という。）第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織関東・甲信越地区ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、関東・甲信越地区ブロックのダイバーシティネットワーク組織（以下「ダイバーシティネットワーク組織」という。）の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 別表1に掲げる幹事大学等（以下「幹事大学等」という。）の理事又は副学長相当の者 1名
 - (2) 別表2に掲げる参加機関等（以下「参加機関等」という。）のダイバーシティネットワーク組織の代表者 1名
 - (3) その他ブロック会議が必要と認めた者
- 2 前項の委員の任期は2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(新たな幹事大学等及び参加機関等)

第6条 新たな幹事大学等は、第3条第1項第1号委員の承認を経て、議長が指定するものとする。

2 参加機関等は、参加の意思を第3条第1項第1号委員に申し出るものとする。

3 議長は、新たな幹事大学等及び参加機関等を、参加後直近のブロック会議で報告するものとする。

(事務)

第7条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2019年1月23日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 1 項第 1 号関係)

(幹事大学等)

国立大学法人	筑波大学 新潟大学 千葉大学
--------	----------------

別表 2 (第 3 条第 1 項第 2 号関係)

(参加機関等)

国立大学法人	茨城大学 宇都宮大学 埼玉大学 山梨大学 長岡技術科学大学 横浜国立大学
--------	---

国立研究開発法人	理化学研究所 量子科学技術研究開発機構 国際農林水産業研究センター
----------	-----------------------------------

私立大学	自治医科大学
------	--------